

令和7年10月17日

路上違反屋外広告物の一斉指導を 実施します

道路上にはみ出して設置されている違反屋外広告物は、周辺の景観を阻害するばかりではなく、道路通行上、大変危険です。その改善に向け関係機関と協力して一斉指導を実施するもので、今年で21回目となります。

1 日 時

令和7年10月21日(火)・22日(水)各日14時～17時

2 場 所

北区役所・南区役所管内

3 内 容

- ・各日、本市関係部署の3名が参加します。
- ・各区役所から出発し指導を行います。取材を希望する社は事前に連絡をお願いします。
- ・詳細は別紙にてご確認ください。

【問い合わせ先】

岡山市 都市計画課 橋本・大森 直通086-803-1373 内線3 6 3 4

令和7年度路上違反屋外広告物の一斉指導実施計画

1 目的

道路上にはみ出して設置されている違反屋外広告物は、周辺の景観を阻害するばかりでなく、道路通行上大変危険である。その改善に向け、広告物の適正な掲出を広く啓発する。

2 実施日時（2日間）

- ・令和7年10月21日（火）14時00分～17時00分 北区管内
22日（水）14時00分～17時00分 南区管内
- ・集合場所・時間 各区役所正面入口 13時45分（ルート図は当日提供します）
- ※ 小雨の場合は決行する。ただし、雨天等で中止する場合は、12時までに都市計画課より各区役所に連絡を入れることとする。

3 参加機関

- ・岡山市都市計画課（屋外広告物の許可関係） （086）803-1373
- ・岡山市北区地域整備課（県道・市道の占用関係） （086）803-1686
- ・岡山市南区地域整備課（県道・市道の占用関係） （086）902-3527

4 実施方法

- ・指導対象地域 北区・南区の主要幹線道路（公用車で移動）
- ・指導対象物件 道路上の置看板、立看板、のぼり旗、商品置き場など
- ・指導方法 違反広告物の管理者については、戸別訪問しチラシ（別紙）を手渡すとともに、その内容に基づき指導する。（不在の際はポスト等に差し置きとする。）
- ・注意事項 道路を塞ぐ、通行の邪魔になるなど悪質な広告物はその場で片付けさせる。
ただし、店の営業妨害にならないよう注意すること。
身分証明書（屋外広告物検査員証）を携行すること。

5 違反屋外広告物の例

置き看板	立看板	のぼり旗	営業案内看板